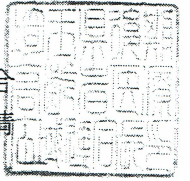


埼高広連第4870号
平成30年9月7日

一般社団法人埼玉県薬剤師会
会長 鯉淵 肇 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
連合長 富岡 清



ジェネリック医薬品利用差額通知の発送について

初秋の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より当広域連合の運営にご理解及びご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、当広域連合では、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図るため、「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」(平成30~35年度)を策定し、効果的かつ効率的な保健事業の推進に取り組んでおります。また、本計画には、平成32年にジェネリック医薬品の数量シェア率を80%以上とする目標を設定しております。そこで、目標達成するための取り組みとして、ジェネリック医薬品利用差額通知を実施することとなりましたので、下記のとおり通知いたします。

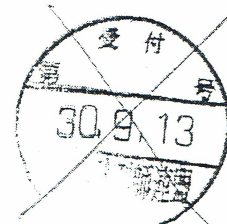
貴職におかれましては、当広域連合の施策にご理解とご協力をいただきますとともに、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 通知発送日 平成30年9月28日(金)
- 2 通知物
(1) ジェネリック医薬品使用のお知らせ
(2) ジェネリック医薬品を選びましょう(埼玉県薬務課発行リーフレット)
- 3 通知概要 別紙のとおり

〒330-0074

さいたま市浦和区北浦和5丁目6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階
後期高齢者医療広域連合給付課審査担当(担当:稲垣)
TEL 048-833-3143(直通) FAX 048-833-3472



ジェネリック医薬品利用差額通知について

1 発送元

埼玉県後期高齢者医療広域連合

2 通知の目的

この通知は、ジェネリック（後発）医薬品を利用することで、現在使用している先発医薬品の自己負担額と比較して、医療費の削減が見込める被保険者に、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減可能額を通知することで、自己負担額の軽減や後期高齢者医療における医療費の適正化を図るとともに、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月閣議決定）及び埼玉県後期高齢者医療広域連合第2次保健事業実施計画（平成30年2月）に定めるジェネリック医薬品の数量シェアの目標達成に資することを目的に実施する。

3 発送対象について

- ① 対象レセプト 平成30年4月及び5月診療分
- ② 通知数 89,439通
- ③ 通知発送日 平成30年9月28日（金）
- ④ 通知対象者

・平成30年4月及び5月の診療報酬明細書（医科）（以下、「医科レセプト」という。）と調剤報酬明細書を突合し、ジェネリック医薬品に切り替えることによる効果が長期間継続する慢性疾患等に対して処方された先発医薬品のうち、ジェネリック医薬品への切り替えによる削減効果が高いと見込まれるもの。

⑤ 留意事項

- ・金額ベースだけでなく数量ベースにおいても効果的な薬剤を選定する。ただし、必ず医科レセプトで傷病名を確認し、適応症等において安全な薬剤を選定する。薬剤選定時、当該年度の6月に収載した後発医薬品も含める。
- ・安定した供給体制が整っているメーカーのジェネリック医薬品に限定する。

⑥ 通知除外該当者

- ・公費負担医療の受給者
- ・医科レセプトの傷病名等が判別できない被保険者
- ・がん、精神疾患、てんかん及び難病等の患者である被保険者

4 コールセンターについて

設置期間：平成30年10月1日(月)～11月30日(金) 月～金曜日（祝日は除く）

電話番号：0120-279-299

時 間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

対応内容：

- ① 差額通知書、ジェネリック医薬品とその使用促進及び調剤や処方等に関連する問い合わせ
- ② 通知の発送を拒否する被保険者について把握すること



お薬代についてのご提案

埼玉県後期高齢者医療広域連合
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5
ジェネリック医薬品通知相談窓口
0120-279-299 (通話無料)

ジェネリック医薬品使用のお知らせ

平素より、後期高齢者医療制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

広域連合では、被保険者の皆様のお薬代の負担を軽くするため、現在処方されているお薬をジェネリック医薬品に切替えた場合に軽減できる金額の一例を参考としてお知らせしています。

ジェネリック医薬品への切替えは、かかりつけの医師・薬剤師と十分にご相談いただき、ご本人が納得されたうえで行っていただきますようお願いいたします。

この通知書は、8月10日現在埼玉県の被保険者資格がある方で、一定の条件に該当した方にお送りしています。

ジェネリック医薬品とは

- 先発医薬品より**安価**で経済的です。
- 先発医薬品と「**効き目や安全性は同等**」と認められています。
- 飲みやすさなどを工夫しています。

ジェネリック医薬品に切替えるにはどうすればいいの？

- かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。
- 処方せんに医師のジェネリック医薬品変更不可の記載がなければ、ジェネリック医薬品に変更できます。

お問い合わせ先

【ジェネリック医薬品通知相談窓口】

0120-279-299 (通話無料)

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く。)

開設期間 平成30年10月1日~平成30年11月30日

医師・薬剤師に
相談して
みましょう!



お薬代負担軽減のご案内

を、ジェネリック医薬品に切替えた場合、

お薬代の負担が

軽減される見込みがあります。

(100円未満切り捨て)

医療機関・薬局区分	処方されたお薬代※2	ジェネリック医薬品に切替えた場合のお薬代	ジェネリック医薬品切替えて軽減できる金額※3
薬品名※1			

※1 薬品名とは

処方されたお薬（先発医薬品）の名称です。医療機関・薬局ごとに記載しています。

※2 処方されたお薬代とは

当月にかかったお薬代です。（お薬代のみの記載で、技術料、管理料等は含まれていません。）

※3 軽減できる金額とは

処方されたお薬をジェネリック医薬品に切替える事によって軽減できる金額の目安です。

ご注意ください

- 必ずしもジェネリック医薬品に切替えなければならないものではありません。
- 本明細は、病院や薬局から請求された医療費のデータに基づき作成されています。本明細に記載しきれない場合は、軽減効果が大きい順に記載しています。
- ジェネリック医薬品は1つの先発医薬品に対して、複数存在する場合があります、実際の軽減額については幅がありますので、軽減できる金額は目安にしてください。
- 病気の症状や体質などにより、個人ごとに効き目が異なり副作用が出る場合がありますので、医師または薬剤師にご相談ください。
- 薬局にジェネリック医薬品の在庫がないとき、お薬を用意するのに時間がかかることがあります。
- ジェネリック医薬品に切替えて薬自体の価格が安くなっても、薬局の技術料・管理料等により自己負担額はそれまでと変わらない、または上がる場合もあります。

ジェネリック医薬品 に変更するには

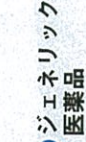
ジェネリック医薬品は医療用医薬品のため、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。

詳しくは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。



医療用医薬品

医療機関で直接もらうか、処方箋により薬局でもらうお薬



新薬
選択
ジェネリック
医薬品

ジェネリック 医薬品 の注意点



「さいたまっち」

- ◆先発医薬品（新薬）によっては、ジェネリック医薬品が発売されていないものもあります。
- ◆病気や体質によっては、医師の判断により、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。
- ◆医療機関や薬局によって、取り扱っているジェネリック医薬品のメーカーが異なります。
- ◆薬局に在庫がない場合は、お薬を用意するのに時間がかかることもあります。

●問い合わせ先●

埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会
埼玉県保健医療部薬務課

さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-3622
FAX 048-830-4806

ジェネリック 医薬品を 選びましょう



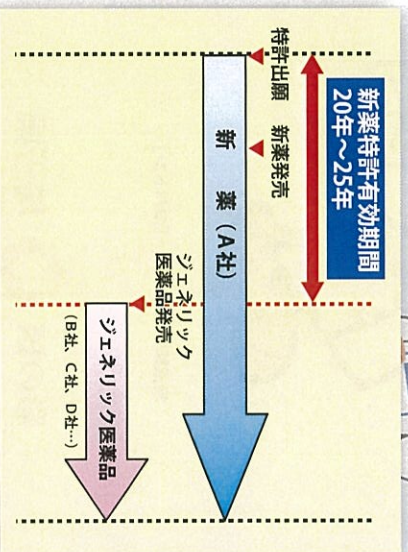
埼玉県マスコット 「コバトン」



「ジェネリック医薬品」とは？

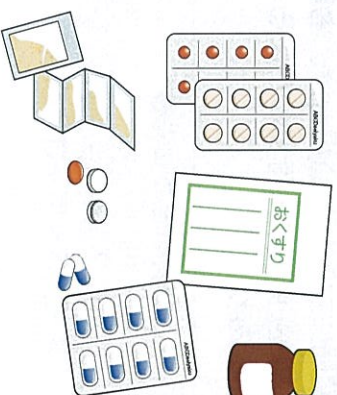
ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の低価格な医療用医薬品です。

新しい技術で味や飲み易さ、使用感が改良されたものもあります。



効き目、安全性について

ジェネリック医薬品は、国が先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であると確認した上で製造販売されています。



ジェネリック医薬品に切り替えると

ジェネリック医薬品の使用は、一人ひとりの保険料の負担軽減につながるほか、国民医療費の増大を抑制することにより現在の優れた医療保険制度を維持し、次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

